○上北山村入札執行要綱

平成25年6月28日

要綱第5号

（趣旨）

第1条　上北山村において執行する建設工事、業務委託、役務提供及び物品調達（以下「工事等」という。）の入札については、上北山村契約規則（平成24年上北山村規則第13号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（入札通知）

第2条　村長又はその委任を受けた者（以下「入札執行者」という。）は、一般競争入札においては、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項を入札公告及び入札説明書により公告しなければならない。

2　指名競争入札においては、入札執行者は、入札参加業者（以下「入札者」という。）に入札指名通知書（様式第1号）により入札の通知をするものとする。

3　第1項及び第2項の通知をするときは、次の各号による見積期間を設けなければならない。

この期間については、原則として上北山村の休日を定める条例（平成元年12月25日上北山村条例第14号）に規定する村の休日（以下「休日」という。）を除いた期間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは第2号及び第3号についてはその期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1)　工事等1件の請負対象設計金額が500万円未満については1日以上

(2)　工事等1件の請負対象設計金額が500万円以上5,000万円未満については7日以上

(3)　工事等1件の請負対象設計金額が5,000万円以上については10日以上

4　業務委託について、第1項及び第2項の通知をするときは、業務の内容に応じ、必要な見積期間を設けることとする。

（工事名等の事前公表）

第3条　入札執行者は、一般競争入札については入札公告において、件名、番号、場所、入札予定価格、入札日時、入札場所を入札日の前日までの間閲覧に供し、併せて役場の入札掲示板及び上北山村ホームページへの掲載で公表する。

（仕様書の閲覧）

第4条　入札者の閲覧に供する仕様書（図面を含む。以下「仕様書」という。）の作成及び閲覧については次によるものとする。

(1)　仕様書はその工事等の設計単価、設計金額その他閲覧に供することを不適当とする事

項等を除き作成すること。

(2)　最低制限価格を採用した工事等については、仕様書等の閲覧とあわせてその旨を明示すること。

(3)　仕様書を閲覧させるときは、一般競争入札においては仕様書(設計図書等)閲覧申請書(様式第2号)の提出を求めること。

指名競争入札においては入札通知書の提出を求め、閲覧が終わつたときは確認のうえこれを返すこと。

(4)　仕様書の閲覧は所定の日に所定の場所において行わせること。ただし必要と認めるときはその閲覧にかえ、仕様書を貸し出すことができる。また、電磁的記録のダウンロード等により行うこともできるものとする。

(5)　落札決定にあたつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するよう指示すること。

(現場説明)

第5条　入札に付そうとする工事等の内容などにより必要があると認める場合を除き仕様書の閲覧を行うことにより現場説明を省略できるものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第6条　予定価格、入札書比較価格、最低制限価格及び最低制限比較価格は、入札執行者が予定価格調書(様式第3号)に自ら決定記入し、予定価格調書を厳封(最低制限価格を設定したときは、封筒の表にその旨を記載)のうえ入札執行時まで適切な方法により保管するものとする。

2　最低制限価格は、工事等の履行確保のため入札執行者が特に必要であると認めるときに限り採用するものとする。

3　最低制限価格を採用した工事等の入札については、第4条第2号の明示及び第11条の宣言とあわせて趣旨を明確にすること。

4　最低制限価格は、落札者決定後公表できるものとする。

(契約保証金)

第7条　入札執行者は、工事等1件の請負対象設計金額が5,000万円以上のものについて工事等の適正な履行を確保するため、契約保証金を採用するものとする。

（入札室の整理）

第8条　入札執行者は、入札室内を入札に支障のないように整理しておくものとする。

（入札時間の厳守）

第9条　入札執行者は、入札者に対し入札時間を厳守させるものとする。

（入札者の確認）

第10条　入札者は原則として1業者1名とし、入札執行者は入札執行に先立ち入札者の出席を確認すること。この場合、代理で入札をする者については委任状を提出させること。

（入札の執行宣言）

第11条　入札執行者は、予定時間の到来をもつて入札を執行する旨を宣言するものとする。なお、落札決定にあたつては、入札書に記載された金額に「100分の10」に相当する金額を加算した金額(1円未満端数切捨)をもつて落札する旨を併せて宣言するものとする。

2　入札回数、最低制限価格の採用の有無についても、その旨を併せて宣言するものとする。

（立入の禁止）

第12条　入札執行者は、入札の執行宣言後においては、当該入札に関係のない者の入札室への立入りを禁止するものとする。

（工事内容の指示）

第13条　入札執行者は、入札執行宣言後入札書の投函前に仕様書に記載の特記事項及び入札条件となる事項を指示し、質問の有無を確かめ、内容に疑義のないようにするものとする。

（入札についての注意事項）

第14条　入札執行者は、次の事項について注意するものとする。

(1)　入札に対して注意を促すため、入札者心得(様式第4号)を入札室に掲示しておくこと。

(2)　入札書は封印し、封書の表に入札書と明記し併せて工事番号及び件名を記入すること。

(3)　工事番号、件名及び場所の誤脱のあるものは無効とすることがあること。

(4)　入札者の氏名若しくは印影が不明瞭なものは無効とすることがあること。

(5)　入札者の記名押印のないものは無効とすること。

(6)　入札金額の訂正若しくは判読しがたいと認められるものは無効とすること。

(7)　すでに投函した入札書をひきかえ、変更又は取り消すことはできない。

(8)　入札執行者は、必要があると認められるときは、入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

（入札書の投函）

第15条　入札書は、入札者に自ら投函させるものとする。

（開札）

第16条　入札執行者は、入札者の投函を確認した後、入札者の面前において次により開札を行うものとする。開札にあたつては開札事務従事者の内1名は入札者の氏名及び入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入するものとする。なお、次に交代して記入事項を再確認するものとする。

（落札者の決定）

第17条　入札執行者は、次により落札者を決定するものとする。

(1)　予定価格調書は、開札が終わるまで開披しないこと。

(2)　最低制限比較価格を採用した入札では、落札者は最低制限比較価格以上で、入札書比較価格以内で最低の価格をもつて入札した者とする。

(3)　落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者に発表し、入札の終了を宣言すること。

（再度入札）

第18条　入札執行回数は2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表するものにあつては1回とする。

2　入札価格のすべてが、入札書比較価格をこえた場合は再度入札を執行する旨宣言し引き続いて再度入札を行うものとする。その場合においても、入札執行回数は、計2回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表するものにあつては、再度入札は行わない。

3　無効の入札をした者は、再度入札をする資格がないものとする。

4　再度入札を行つた後に落札者となるべき者がないときは入札の打切りを宣言する。

（くじによる落札者の決定）

第19条　落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（その他）

第20条　入札を辞退するものがあるときは、入札書の投函前に辞退届を提出させるものとする。

2　入札手続執行途中で入札参加可能者が2名未満となつたとき、あるいは入札時に入札参加者が2名未満となつた場合は、その段階で入札手続又は入札を中止するものとする。ただし、一般競争入札及び入札執行者がやむを得ないと判断した場合にあつては、この限りでない。

附　則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附　則(平成26年要綱第2号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年要綱第3号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成30年告示第15号)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附　則(平成31年告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年告示第11号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年告示第41号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和4年告示第39号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号(第２条関係)

上　建　第
年　　月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

上北山村長

入 札 指 名 通 知 書

下記のとおり、村工事入札に貴殿を指名いたしましたので、記載事項了承のさる様通知します。

記

1.　入札に付する工事

別紙のとおり

2.　入札の日時及び場所

日 時　　年　月　日　　午前(午後)　　時　　分

場 所

3.　入札工事設計仕様書(図面)の閲覧日時、場所

日 時　　年　月　日　　午前(午後)　　時　　分
午前(午後)　　時　　分

場 所

4.　仕様書閲覧及び入札の場合は本通知書を持参すること。

5.　入札に参加できないときは、入札開始前までに申し出ること。

村　入　札　工　事　一　覧　表

工事番号	工　事　名 〔　路　線　名　〕 〔　工　事　場　所　〕	竣　工　期　日	閲
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	
	（上北山村　　地内）	年　月　日	

様式第２号（第４条関係）

仕様書（設計図書等）閲覧申請書

下記工事の設計図書閲覧を申請します。

記

入札の内容

工　事　番　号	工　　事　　名	施　工
年度　第　　号		上北山村

上北山村長　様

年　　月　　日

閲　覧　印　欄

商号又は名称

担当者氏名

連絡先（電話番号）

閲覧・貸出

仕様書（設計図書等）閲覧済証

年度　　第　　号

閲　覧　印　欄

年　　月　　日

様式第３号(第６条関係)

予　定　価　格　調　書	
工　事　名	工　事
工　事　番　号	第　　号
路　線　名	
工　事　場　所	上北山村大字　地内
請負対象設計金額	金　　円
予　定　価　格	金　　円
入札書比較価格	金　　円
最低制限価格	金　　円
最低制限比較価格	金　　円
備　考	

年　月　日

上記のとおり決定する。

上北山村入札・契約審査会長

注)入札書比較価格は、予定価格の110分100に相当する金額を、また最低制限
は、最低制限価格の110分の100に相当する金額を記入のこと。

様式第4号(第14条関係)

入　札　者　心　得

1.　入札室においては、静粛にしなければならない。

2.　入札者(その代理人を含む。以下同じ)以外の者は、入札室に立ち入って
ない。

3.　入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。
理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。

4.　すでに投函した入札書の引き替え、変更、または取り消しは認めない。

5.　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年
54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

6.　入札者は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することがで
又、入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益
扱いを受けるものではない。

7. 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
(1)　入札書に記名押印を欠く入札
(2)　入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
(3)　同一入札者がなした2以上の入札
(4)　入札金額の訂正した入札若しくは判断しがたいと認められる入札
(5)　入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
(6)　入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
(7)　係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
(8)　最低制限比較価格以上入札書比較価格以下の範囲を超えた者の入札
(9)　その他入札条件に違反した入札

8.　落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当
額を加算した金額である。

9.　入札手続執行途中で入札参加可能者が2者未満となったとき、あるいは
に入札参加者が2者未満となった場合は、その段階で入札手続または入札
する。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第14条関係)